# 協議会資料

令和６年度第２回さいたま市動物愛護推進協議会は書面にて開催します。議事１及び議事２につきまして、この資料をお読みの上「意見票」にて事務局（さいたま市生活衛生課）に令和７年２月２６日（水）までに意見を提出してください。

令和７年２月６日
さいたま市動物愛護推進協議会
会長　西村　亮平

| 議事１ | 動物愛護推進員の推薦について |
|---|---|
| 事務局説明 | さいたま市（以下、本市）の動物愛護推進員は推薦制で、動物愛護ふれあいセンター所長とさいたま市動物愛護推進協議会が推薦を行うことができます。<br>今回、望月委員から本市北区在住の[redacted]様がさいたま市動物愛護推進員に推薦されました。<br>次頁以降の「さいたま市動物愛護推進員推薦調書」「被推薦者の履歴書」をお読みの上、この推薦に対する賛否について意見書にてご回答ください。<br>なお、[redacted]様の個人情報は、本人の同意を得て本協議会に限り公開するものです。資料の取り扱いには十分な御配慮をお願いします。 |

・さいたま市動物愛護推進員推薦調書（略）

・被推薦者の履歴書（略）

| 議事２ | 本市のペット防災について |
| --- | --- |
| 事務局説明 | ペット防災については、年々その認識が広まっているものの、昨年の能登半島地震でも一部でペットの対応について混乱が認められたとの報道が見られ、その主なものは、避難所におけるペットの受入れについてのものでした。<br>本市では、市内約２００箇所の小・中学校を中心とした指定緊急避難所「全て」で飼い主と共に同行避難したペットを受け入れることとしており「避難所運営マニュアル」でも「ペット同行避難者の受入れと適正なペットの飼養」の項を設けています。また、具体的な対応については避難所運営者向けの「避難所における ペット対応マニュアル」と市民向けリーフレット「ペットの災害対策」で示しています。<br>今後、市民のペット防災についての認識をさらに高め、避難所におけるペット受入の円滑化やペット飼養管理の適正化を（災害発生時の避難所に可能な範囲で）さらに推進するためのご提案やご意見を意見書にてご提出ください。<br><br>【補足】本市のペット同行避難と避難所受入れの概要<br><br>・災害発生時に、ペットの飼い主が避難する場合、ペットを置き去りにせず避難所まで飼い主とペットが一緒に避難する「同行避難」を原則とする。<br><br>・多数の動物、大型動物、危険動物は同行避難の例外。こうした動物の飼い主は災害発生時の預け先を予め決めておく。<br><br>・ペット用品は飼い主が準備する。ケージ、キャリーバックなどの収容用具、食器、ペットフード（療養食）、ペットシーツ、散歩用リードなど。【ペットの災害対策リーフレット　参照】<br><br>・避難者では人の生活区画とペットの飼養場所は明確に区分し、同居はしない。ペットの飼養場所ではケージやキャリーバックで飼養する。ただし、盲導犬など補助犬は人の生活区画に入ることができる。<br><br>・「避難所運営委員会」は避難所ごとに市職員（5 名程度）、施設管理者（学校の校長、教職員など）、地域住民（自治会など）によって構成される。避難所運営委員会は予めペットの飼養場所を定める。<br><br>・ペットの飼養場所は原則として屋外であり、主にグラウンドや玄関の軒下が飼養場所として定められるが、台風・豪雨災害を想定して、倉庫や空 |

き部屋も飼養場所として定める。

・避難所では、飼い主による「飼い主の会」を組織し、自分のペットだけではなく、傷病などによってペットの世話ができない避難者のペットも世話するなど協力してペットを飼養管理する。

・避難所から退所する際は、飼い主は自分のペットの飼養場所を清掃するなど可能な範囲で原状復帰してから退所する。

【資料】☆さいたま市ホームページでご覧ください。

「避難所運営委員会の活動を推進しています」
※ページ下部に「避難所運営マニュアル」と「別冊 避難所におけるペット対応Ｑ＆Ａ」を掲載
https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/015/009/001/p014539.html

「避難所におけるペットの対応について」
※資料として「避難所におけるペット対応マニュアル」と「ペットの災害対策リーフレット」を掲載
https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/015/006/p055713.html